

産業生活常任委員会

(平成26年 1 月 30 日)

○ 加藤清助委員長

こんにちは。それでは、ただいまより産業生活常任委員会を開催いたします。

副委員長の樋口委員はインフルエンザにかかれたそうで、本日欠席との連絡をいただいております。

本日取り進める事項につきましては、お手元にお配りしました事項書に基づいて進めてまいりたいと思います。

所管事務調査に入る前に、11月定例会議会の議会報告会の市民意見の取りまとめについてということで、いつものように――いただいた意見はA3で裏表になりますが――まとめてあります。

この意見については、従来より、議会として協議すべき意見、そして、二つ目に各常任委員会で協議すべき意見、その他の意見というふうに整理することになっております。

ごらんいただきますとわかりますように、全部で15件の意見をいただきました。その意見に対しては右の欄に議会報告会でこのように回答したということで文章をまとめてありますので、ご確認を願いたいと思いますし、それから、網かけになっております意見につきまして――ナンバー1、5、8、15になるかと思いますが――この4件につきましては、裏面の最後に加筆してありますように、この産業生活常任委員会で協議すべき意見というふうにさせていただきたいと思っております。それ以外は全てその他の意見に分類するという整理をさせていただいて、このような形で議会運営委員会に報告をしたいと思いますが、ご確認願えますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

今、新聞社、傍聴1名、入られました。

それから、意見の中で、ナンバー3から6までの山田町の伊藤様のご意見につきましては、当日会場でもペーパーで議会への質問と、もう一枚、行政への要望ということでコピーも配付させていただきました。そのときの行政への要望書の提出を受けた分につきましては、所管の商工農水部に文書で回答していただきますように指示を行っております。

それから、ナンバー14の西山町の矢田様からの牧場の件についてのご意見につきましては、検討結果に記載しましたように、持ち帰らせていただいて中身を検証した上で回答させていただくということで、先般、委員の皆様にも、正副委員長のほうで回答案を作成して内容もお配りさせていただきましたので、そのような回答を行ったところであります。

それから、別紙のほうに、11月定例月議会議会報告会ということで、産業生活常任委員会のほうでも当日参加された方のアンケート、それをまとめたものがそのような集計結果と、2枚目にいただいたご意見がこのようであったということで、アンケートの結果を取りまとめたものも今お配りをさせていただきましたので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

11月定例月議会の議会報告会市民意見のまとめ等についてはそのように取り計らいたいと思いますが、ご了承願えますでしょうか。

○ 伊藤 元委員

6番のところなんですけど、私、350haと言わへんだかなと思っておるのやけど。351haぐらいと思っておったで、350haぐらいありますよと、回答で。

○ 加藤清助委員長

この回答の390というのが350……。

○ 伊藤 元委員

記憶は定かではありませんが、あると思っていますと言うたと思うのやけど、390haになっておるもんで、40ha、大分大きいなと思って。

○ 加藤清助委員長

じゃ、これ、事務局のほうで……。

○ 伊藤 元委員

ちょっと一遍、また録音を確認してもらって。

○ 加藤清助委員長

伊藤委員が数字をどのように述べられたか確認をしていただいて、精査して議会運営委員会への報告の文書としてください。ということでご確認をお願いします。

それでは、これより所管事務調査に入りますが……。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長、その他のほうでお聞きしたい。

○ 加藤清助委員長

その他。

○ 笹岡秀太郎委員

議会報告会の。

○ 加藤清助委員長

議会報告会の。どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

前回の議会報告会で文書で質問がございましたね。文書による質問。これは、想定もしていなかったと思うんですが、これからその手法について了としていくのか。例えばそういう手法がいいとするならば取り入れていってもいいんだろけれども、例えば多くの方が文書で質問を持っていらっしゃった場合の処理とか、あるいは、文書で出してもええんやったら俺たちもというのがこれから出てくるのかなという気がするので、その取り扱いについてはちょっと慎重になったほうがいいのかなという気がいたします。

取り決めというのは特に今までなかったように記憶していますので、今回、委員長のお計らいで議論する一つの材料として使いましょうということで、それはそれでよかったですと思いますが、一方、これが了となると、さまざまな質問に対してペーパーとして提出された場合、それはその議会報告会で処理できないぐらいの量になってくる可能性も危惧するんです。

その辺、また全体で、こういうことの危惧する部分で議論していただければありがたいと思うので、委員長のほうでまたお計らいいただければと思います。

○ 加藤清助委員長

それじゃ、議会運営委員会にこれを報告する際に、当委員会の報告会で文書を用意されてのご質問があつて、取り決め等がなかったものでその文書に基づきながらご質問を受けてお答えする部分は回答したけれども、今後それぞれの常任委員会でも事前にそういう文書を用意されて持ってこられたものについて対応するのかどうかということについて報告させていただいて、検討を願うようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、所管事務調査に入りますので、理事者の入室をお願いいたします。

傍聴にあとお二人、マスコミの方が入られました。

おそろいですか。

本日の所管事務調査は2項目ありまして、一つは商工農水部のほうの農地バンクの取り組みについてということと、2項目目が市民文化部の多文化共生についてということを一マとさせていただきます。

冒頭に言い忘れましたがけれども、本日、午後4時終了をめぐりにこの事項を取り進めたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

冒頭に部長からご挨拶等があれば一言。

○ 永田商工農水部長

先日はボーリング大会に参加をさせていただきまして、2チーム出席をいたしました、成績はあいにくと振るいませんでした。残念でございます。

本日、本題の農地バンクのことでございますが、その取り組みについてご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○ 加藤清助委員長

それでは、担当の方からご説明をいただいて、この取り組みが始まった経緯だとか、そ

れから、今の進捗状況と今後の課題等があるかと思いますが、新年度の予算事業関係でも議論していくことになると思いますけれども、建設的なご意見や課題等について委員からの調査意見を今後発言願いたいと思います。

それでは、農水振興課長からお願いいたします。

○ 北住農水振興課長

農水振興課長、北住です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明のほう、させていただきたいと思います。

資料1ページのほうで、農地バンクの目的というところから説明させていただきます。

この農地バンクにつきましては、今、農業の抱えておる課題であります高齢化とか、農業者が減ってきておるといような状況の中で耕作放棄地が増加してきておる。その防止対策というところと、それから、担い手への農地の集積、そういったことを目指しまして、農地の貸し手と借り手を結びつける制度、そういった取り組みが必要であるというよう状況が出てまいりまして、こういう取り組みを始めてきたというよう経緯でございます。

農地バンクの目的といたしましては、先ほども説明しましたように、耕作放棄地の未然防止、それから、この農地をもととしまして新たに就農する方への支援、それと、農地の有効活用、効率的な活用、そういったところを目的としてこの制度を開始したところでございます。

2番目に、導入までの経緯でございますが、農業委員会の活動の中で、耕作放棄地の解消の取り組み事例、そういったところの研究も必要だというよう声もございまして、その選定をしましてまいりました。その中で、この農地バンクという制度に先進的に取り組んでおります愛知県の豊川市、こちらのほうを農業委員会のほうにて平成23年10月に視察をしたところから始まっておりまして、その後、この四日市市での農地バンクの制度の導入に向けまして検討が開始されたわけでございますが、農業委員会の農業振興部会、こちらのほうを中心といたしまして、導入に向けて、それから、制度案の内容について協議を重ねまして、平成24年10月に農業振興部会のほうで最終案を確認した上で、平成24年12月に農地バンク制度、こちらのほうを開始したというようところでございます。

制度の仕組みとしましては、2ページのほうに書いてございますように、農地を貸したい人、それから、農地を借りたい人、こちらのほうを結びつけるというところで、貸した

い人がこの農地バンクのほうへ貸し付けを希望する農地、こちらのほうを登録いただきまして、借りたい人はその登録の状況を見た上で当事者間での交渉というのを経まして貸し借りが成立するというような内容のものでございます。

3 ページのほうに、これまでの農地バンクの実績のほうを記載させていただいております。平成24年12月から開始しまして、まず、登録状況のほうでございまして、平成24年度には三重地区におきまして田が3筆、2889㎡のほうが登録されました。これにつきましては、東坂部町の75歳の方が営農を縮小するということで登録をしたいという申し出がございまして、これについては農業委員会だよりを見てこの制度を知って登録をされたというものでございます。

平成25年度につきましては、保々地区で畑4筆、それから、川島地区で保全管理をされておる農地6筆のほうで登録をされております。いずれも農協の支店のほうでこの制度を見たというところで、高齢の方が営農を縮小するという理由で登録をしたというものでございます。

今現在、内部地区のほうにおきましても、畑4筆のほうを登録に向けて相談を受けておるといふようなところでございます。

この登録を受けまして、実際に貸し借りに結びついた契約の状況でございまして、今年度になりまして、その平成24年度に登録しました三重地区の田3筆、こちらのほうを馳出町の一般法人と書いてございまして、株式会社のほうが農業参入されるということで、新たに就農するということ、こちらのほうを使って農業を始められるということ、契約が成立しまして、昨年2月1日からの利用権設定を結びまして、営農を開始されたというところでございます。

また、平成26年度と書いてございまして、保々地区の畑4筆、こちらのほうも、東坂部町にお住まいの45歳の新規就農を希望されている方、こちらのほうに就農相談があった際に、この農地を紹介させていただきまして、ここの貸し借りが成立に向けて、ここで営農を開始するという方向で今進めておるといふようなところでございます。

この制度につきましては、他市町の状況でございまして、4 ページでございまして、この制度につきましては、今現在、国のほうで進めております人・農地プランの実現に向けた農地の集積というところも有効であるということで、全国的に新設、あるいは以前やっておったのがやめておったところを再開するといふようなところがふえてきておるといふような状況でございまして。

三重県内におきましては、鳥羽市と四日市市の2市が今始めております。お隣の愛知県
のほうでは、もっと盛んに行われておりまして、54ある農業委員会のうち17が導入済み、
8委員会が導入予定というようなところで、先進的に取り組んでおられるというような
ところでございます。

実際に、登録、契約の状況を確認いたしましたところ、鳥羽市のほうではまだ、平成25
年4月1日から開始したというところで、登録1筆、それから、そのものが契約まで結び
ついたというところで、1件が成立しておるといふふうに聞いております。

豊川市のほうは平成22年6月からもう始められておりまして、登録数が256筆、15万
8000㎡ほど、契約が79筆、6万5000㎡ほどが成立しておるといふような状況で確認して
おります。

この制度の今後の方針でございますが、まず、実績のほうでもご紹介させていただきました
とおり、登録が少ないという状況でございます。まずこの制度の広報等も引き続き努
めまして、登録数をふやすというところで努めていきたいと思っております。

なお、説明を忘れましたが、この制度につきましては、農業委員会、それから市
の農水振興課、それと農協のほうで協力しながらやっていくという体制をとっておりま
して、相談窓口については農協の支店も相談窓口になっておるといふところございま
すので、こういった関係機関と一層の連携を図りまして周知をしていくということをお
考えしております。

また、この登録された農地の情報を出していくに当たりまして、今現在は農協の窓口
において、市の窓口、それから農協の支店の窓口の情報をおいておるといふような状況
でございますので、こういった農地の情報をもう少し幅広に出していくような方法とい
うのも今後は考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それと、今現在、登録に当たりましては、市街化調整区域内の良好に管理された農地
というところを対象にしておるところでございますが、まだ市の持つております優良農
地の復元化事業、荒れた農地を復元してそれを貸し借りに結びつけていくというよう
なところも必要かと思っておりますので、そういったところの登録、あるいは、市街
化調整区域内でも、例えば市民菜園に活用できるような農地とか、そういったもの
が登録できないとか、そういったところも検討していく必要があるというふうに思
っております。

それと、もう一点、国のほうで来年度に始められます農地中間管理機構、こちらの
ほうで農地の集積というのを目的にしたというところで設立される組織でございま
す。ただ、

まだこちらのほうの農地中間管理機構に対して、市とか農業委員会の役割というのがどこまでというところがちょっとはっきりしないところがございますので、その制度とうちの農地バンクとの連携、あるいはすみ分け、そういったところをどういうふうにしていくのかというところは、今後、農地中間管理機構の詳細がわかっていく中で新たにまた検討していかならん部分も出てくるのかなというふうには思っております。

5 ページのほうにこの農地バンクの登録データの例といたしまして、三重地区の東坂部町の土地を1枚つけさせていただいております。こういった形で写真、地図、それから農地の概要というようなものを記載したものでございます。

6 ページには農地バンクの設置要綱、8 ページに取扱要領をつけさせていただいております。

それから、参考としまして、10ページのほうからは、国のほうの資料でございますが、農地中間管理機構、これの概要の資料をつけさせていただきました。農地中間管理機構については、都道府県に一つ設置するというところでもう決定はされております。三重県に設置されますと、その農地中間管理機構、それと各市町、それから各農業委員会との役割というところがまだ明確でない部分もございますので、今後、またそういった新たな情報が入ってくる中で対応を検討していかならんというふうには思っております。

最後、14ページのほうでございますが、以前にもちょっとあったと思うんですけども、遊休農地でありますとか、耕作放棄地、荒廃農地、そういったところで言葉の使い分けがなかなかわかりにくいというようなご指摘もいただきました。それぞれの調査の中で農地の位置づけというのを規定するに当たって、耕作放棄地でありますとか、遊休農地、あるいは荒廃農地というような名称を使い分けておるといようなところがございます。このような形で耕作地、それから、今現在は作付はしていないけれども良好に管理されているような不作付の耕地、こういったところの耕地と、それから、すぐに営農が可能な農地、それと、もう原野化してしまったような土地、そういったところの区分の中で、どの調査の中でこの範囲をこういう名称でというような形で一応の規定がございましたので、これも参考という形でつけさせていただきました。

簡単な説明ですが、以上でございます。

○ 加藤清助委員長

農地バンク制度についての目的や経緯と、それから、今の到達状況と、それから、参考

に国の新年度から始まる農地中間管理機構等の資料も説明いただきました。

それでは、これより委員の皆さんからご質疑やご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

済みません、ちょっとようわからんので教えてください。

この農地バンクのペーパーを見せてもらっているんだけど、1番の農地貸し付け者の(2)、登録できる農地というのは、農地所有者が耕作をしていたけど管理できなくなった農地をと、これはごく普通のことやわな。その下を見ると、登録できない農地は、既に貸し出し中の農地とあるけれども、例えばその畑と田んぼの持ち主が一般的にもうできなくなったよと、何年も前からある人に貸していたとすると、これは所有者が耕作していないわな。貸し出し中になるんやけど、今度、借りていた方が高齢になってきて、もうえらいで返すわなとなった場合は登録できやんというふうに理解するんだけど、それはだめなんやわね。

○ 北住農水振興課長

そういうわけではございません。貸し出し中で、その方が耕作されているというところであれば登録はできませんけれども、貸しておいた農地が返ってきて、ご本人さんが管理していくのが困難というところで、登録いただくということは対応できるようにしております。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、(2)の農地所有者が良好な耕作をしていたというのは、貸していた者が耕作しておっても大丈夫なのね。ということなんやね。わかりました。もう理解しました。

○ 加藤清助委員長

他にご意見、ご質疑。

○ 早川新平委員

先ほど課長の説明の中で、登録数をもっとふやしていきたいとかいう努力をしていくと

いうお話だったと思うんですけど、逆に言うと、借り手がないと登録だけしておいても、持ち物だけあって進んでいかんのやわな。そこでの需要と供給のバランスというのは、例えば借り手というのはたくさん、今のところは手を挙げてみえるところはあるんですか。

○ 北住農水振興課長

具体的にこちらのほう、借りたいけど農地があるかという相談があるのは、新規就農で農業を始めたいというような方の相談というのは結構ございます。既にやっておる農家の方で広げたいのというのですねと、やはり市役所に相談に来るといよりはご自分らで集落の中でそういうのを取り組んでいくとか、そういうケースになりますので、新規就農者でありますとか、企業で農業参入したいというような相談の中で、やはり農地を探しているというようなご相談はございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、これ、4ページの、例えば豊川市の状況としたら、登録数が256筆あって、契約が79筆で、まだ余剰がようけあるわけやな。契約をやってこれは一つ完了すると私は思っておるんですけど、そこには農協なんかの問題もある。ちょっと話が出てきたで、そういうところの接点って、どういうふうにやっていくのかな。

○ 北住農水振興課長

やはり借りていただくためには農地の情報というのを広く出していく必要があるのかなというふうに思っていますので、うちの場合はうちの窓口で希望すれば見られるような形で対応しておるとか、農協の支店でも同じような形で、相談があれば見られるというような状況になってございますので、例えばもうちょっと幅広に、全ての情報ではないと思うんですけども、ある程度農地の情報をインターネットとか、広くどなたでも見られるような体制、そういったところで借りたい人が見られるというような状況をつくっていくことで登録をふやしていけるのかなというふうには思っております。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。

気持ちはわかるんやけど、耕作放棄地とかになる前にできれば利用していこうという趣旨はわかるんやけど、逆に言うと、僕は農業に従事していないのでわからないけど、可能性で、登録数はこれからもっとふえていくと思うんやけど、最終的には需要のほうを拡大していかなと、この制度の意味がないと思うんやけど、そこが一番大事なところと違うのかなと。

今は最初の過程やから、土地はぎょうさんありますよと。だけど、これを誰かがやっていただく、供給はいいんだけど、需要のほうをやっぱり募っていかなと、高齢化になっていくと、農業の従事者の方がまだもっと手広くやるということはまず考えられやんと思うんやわな。建設業とかいろんなところで進出していただいているところがあるんやろうけれども。

どういうメリットでどのぐらいのところまで早急に、何年度、平成26年度はこういう形の目標値とかを上げてやっていかなと、この制度があって、登録はしましたけれども、借りてくれる人がいなくなったら意味がないのかなと思っておるので、そこが一番これから気をつけていかなければならんところやろうというか、当然そっちも問題点はわかってみえると思うんやけど。そういう制度を確立していかなと、借り手がいないんじゃないの。僕はちょっと農業に従事していないんだけど、いい制度ができたけれども、利用されなきゃ意味がないものな。そこだけやっぱり考えていただきたい。この場で考えるのかどうかわからんのやけれども、よろしくお願いします。

○ 小林博次委員

関連してずっと思うんやけれども、登録をしていただいた農地、これの管理はどこがしているのかな。

○ 北住農水振興課長

今現在は市で管理するという事は行っておりませんので、所有者の方がというふうになっております。

○ 小林博次委員

そうすると、所有者の方は自分で維持できないから登録した。でも、借り手を探さなくて、そのまま放置されると耕作放棄地になって、登録をしたけど耕作放棄地に

なってしまうということが現実、出てくるわけやな。それにどう対応しようとしているの。

○ 北住農水振興課長

そういったこともございますので、できるだけ早く借り手と結びつけるというところが必要なというふうに思っておりますし、あともう一点、先ほど説明を余り詳しくはできなかったんですけども、農地中間管理機構の制度の中では、農地中間管理機構が預かった農地についての管理はそこが行う。あるいは、それは市のほうに委託するというようなことになるという情報もあるみたいなんですけれども、そういった制度もございますので、例えば農地中間管理機構が預かるという形になれば、管理についても農地中間管理機構が面倒を見ると、面倒を見切れやんものは返すというようなことも言われておるようなんですけれども、そういったところも活用しながら、管理まで見ていかんのかなというふうには思っております。

○ 小林博次委員

そうすると、農地中間管理機構で預かってもらおうと、そこがきちっとやってくれるという保証があるわけね。どんな仕組みになっておるの、それがわからんから、僕、これをずっと聞いておるのやけど。

○ 北住農水振興課長

農地中間管理機構の制度の中では、預かった農地の管理は農地中間管理機構のほうで行うというふうにされております。

○ 小林博次委員

実際にやっておるわけやな。どんな仕組みでやるの。

○ 北住農水振興課長

この制度は来年度からの制度でございますので、今後預かったものについてはそういう対応をするというふうに書いてあります。

○ 小林博次委員

だから、僕の質問は、農地バンクに預けたけど、そのまま借り手もなしに放ったらかしてどうするのということを質問しているわけや。だから、あんたの答えはその先の話が出てきたわけやろう、農地中間管理機構で行えるようにすると。それはあんたがすると言わんだって、国の制度やろう。あんたの答弁では答弁がおかしいのと違うの。

○ 北住農水振興課長

申しわけございません。今現在の管理については、所有者の方でやっていただいているという状況でございます。

○ 小林博次委員

できんときどうするのかと聞いておるの。制度はつくったわけやから、できんときはどうするのかと。

○ 北住農水振興課長

この制度の中では管理をどこで行うというところはうたってございませんので、あくまで所有者の方が管理をしていただく。ご自分でできなければどなたかに頼んでやっていただくというような形になると思います。

○ 小林博次委員

だから、そんな無責任な感じで進めていくと、幾らいいシステムでも成立しないと思うんやわな。例えばここの（４）に賃借料、これは自分らでやれと。昔は例えば1反耕してもらったら、米をつくったら1俵をお礼に持って行っておった。今はゼロなんやろうな。実際に借りに行くと、貸してと頼みに行くとむちゃくちゃ高いんやろうな。金をかなり出さんと貸してくれんわけやな。だから、制度をきちっと確立しないと、賃借料もどのあたりやったら幾らと決めないと進まんと思う。放っておけば権利としてたくさん金をもらえるかなと思ったら、なかなか貸してくれるほうも渋い。

○ 水谷商工農水部理事

今、この農地バンク制度、特に貸し手側につきましては、あくまでも今後も耕作ができなくなる状況になってきておるといふ農地になりますもので、あくまでも保全管理までは

所有者のほうでしていただきたいと。

賃料につきましては、今、標準小作料制度というのがないものですから、確かに水田につきましては、大体6割が使用貸借でございます。要は、無償の貸し借りということで、それに対して利用増進等をかけていただく場合、4割が賃貸借という形で、その料金につきましては、標準的な契約、要は小作料というか、標準的な賃借料は一応農業委員会のほうで示させていただいておりますもので、それを参考にするか、基本的には使用貸借で無償で借りていただくかというような形に現在なっております。

○ 小林博次委員

そうすると、この賃借料の(4)は農業委員会で単価なんかが審議されたものがあるから、それを参考にしてくださいとここに書いておかないとあかんと違うの。これを見てわかってからへん。

○ 水谷商工農水部理事

あくまで賃借料につきましては当事者間のほうで、例えばこの地域は、今、たしか四日市1本で田の場合幾ら、それから畑の場合幾ら、茶畑の場合幾らというような形で参考にさせていただいておりますが、それで契約しろというようなことは私ども指導しておりませんので、これを参考にさせていただいて、借りられる方、貸す方双方でこの賃借料を決めていただくという形でお願いしております。

○ 小林博次委員

それはあなた方の考え方ね。例えば借りるほうからすると、実際問題、借りに行くともちゃくちゃ高いわけ。それが当事者間で調整してくれと。だから、実際にはこういうことをやっていますよということで一つの物差しを示して、可能な限り借り手が借りられるようなそういう条件もあわせて整備せんと、借り手というばかりでふえてきて、貸し手というほうが二の足を踏んだら、結局、それ、誰が面倒を見るのと。制度としてはええよな、これ。あなた方、面倒を見ませんということになると、制度はつくったが放ったらかすということになるわけですよ。

やっぱりきちっとそこら辺を血の通った行政で実行を上げていこうとすると、ひょっとすると農地を取られへんかなという心配もあるやろうし、そういう諸々の問題をクリアし

てやらんと、解除してやらんとあかんと思うんやわな。それにはちょっとこれ、説明が足らなさ過ぎる。だから、そこら辺、ちょっと疑問やったから聞いた。

国の制度やから、後に農地中間管理機構ができて、そこで預かってということになると、その後、貸し付けできなかつた農地はどうするのというような、そういう対応策、ここであわせて出てくるということやわね。そう理解していいのかな。

○ 水谷商工農水部理事

農地中間管理機構の制度、農地集積バンクの制度の場合はそういう理解で結構だと思います。

○ 小林博次委員

本当なら、国の制度より市のほうがもうちょっと血の通う制度になる必要があると思うんやけど、そこら辺が何か質問してもいまいちぴんと来んけど、やっぱりきちっと借りていただくために仕組みをいま一度突き詰めて、問題点があるのならそれを整理するような、そんな対応もあわせて発表して行ってほしいな。

○ 伊藤 元委員

あらかたのことは私は知っておるつもりなんですけれども、今のお話を聞いておって、ちょっと私の意見というか、それから、また、今後どうあるべきかという部分でちょっとお話をさせてもらいたいと思います。

逆に話をさせてもらうんやけれども、農地中間管理機構というのが国から示されて、平成26年度から始まっていくという話なんやけど、多分私が思うには、四日市市としては、この農地バンクを立ち上げたということで先行しておるのではないのかなと思っておるんですよ。

というのは、遊休農地である耕作放棄地だとか、それから荒廃地がふえてきておる。それをどうしていったらええのやということからたしか端を発していると思うんです。そして、他市町は何をしておるかということで、農業委員会で豊川市等へ視察に行ったと。そして、その取り組みを聞いてきて、行政も一つ本格的にこの問題解消に乗り出していかなあかんということで、農業委員会が発端となってこの制度を立ち上げてきた。

それはいいんやけど、多分、先ほどから両委員さんが言われたように、魂が入っておら

んをやと思うんや、まだ。というのは、まだ、そういう使う人たち、貸し手と借り手の人たちのそれぞれの条件をいろんな形で想定して、どういうふうはこの農地バンクを運用していけばいいのかというところ辺がまだちょっと不明確なところがあるのかなという気がしています。ですから、そこをもう少し充実した形で進めていけば、多分国から示してくるものに合致してくるのではないのかなと私は思っておるんです。その作業を一遍頑張ってみてはどうかなと思います。

それで、部分的にちょっと話をすると、遊休農地、耕作放棄地と荒廃地、もう既に荒れておる部分、それはどう取り組んでいくのかというのを分けて考えていかなあかんと思うし、それから、早川委員からも言われておったけれども、受け手がなかなか新規就農される方が少ないということやもので、そこはやっぱりふやしていくためにはどうすればええのか。現在でも施策は展開していただいておりますけれども、なかなかふえていかんのが現状やもんで、いろんな手を尽くしてふやしていく方法を。

僕は、やっぱり一番早いのは、多分、皆さんも思っておるのやけど、団塊の世代、もう昔からよう言っていますよね。その人たちが定年後、農業をということでお話をされておったんやけど、僕が今まで聞いておったのでは、家庭菜園程度の農業をというふうにしかな聞こえやんだ。それでも、よくよく考えてみると、いいんだけども、でも、できれば、例えば、今、市役所の職員さんでも家が農家であって、土日、休日におうちの田んぼ、畑を手伝いされておる人って結構おみえになりますやん。そういう人たちが市役所を定年退職してから就農をまた10年、15年と元気であれば間違いなくできる仕事です。そしてまた、定年がないというのがこの農業のええところであり悪いところであるんやけれども、そういったふうで、きちんといろいろ色分けをして、どうすればそういうふうにつながっていくのかというところを、ええ方向を向いて、しっかりと話し合いをしていくことが大事なんやと思っておるんです。

そして、この農地バンクの前身は、個々での話し合いもありますけれども、多分各地区で農協支店さんを大体基準に、農家組合とか、そういうのが取りまとめをしておったように思っておるの。それをこれとどういうふうマッチングするかというのをまだきちんとできていないような気がしておるのやわ。どうやろう。

そうやもんで、これからそこを一元化していくということ。当然、地元で回していってもらえるのもいいけれども、やっぱりこうやってつくって、行政が本格的に力をかしてくれらるんやったらそれと合わせて、一元化して、貸し手はぼつぼつふえてくるけれども、まず

借り手の募集を全市的にかけて、そこへあっせんしていくように、きちんと、それこそ地元の協力をいただいてやるということかと思っておるのやけど、それが今どの段階までできておるのかなというのがすごく気になっておるんやけれども。何か今まで見ておると、農協さんに任せてあったりとか、農業委員会に任せてあったりとか、三者がキャッチボールをしておる状況がやっぱり多かったように見えるもので、それがなかなか進んでいかんというところやったと思う。

だから、もう一回戻りますけれども、こういう国からの指令が出てきておるのであれば、やはり行政が主体的にそれを主導的にやっていくことが大事かなと思うんですよ。そんなことで、ちょっと一遍コメントください。

○ 北住農水振興課長

委員がおっしゃるように、今まで各集落の中でできやんようになった人のところを誰がやるかというのを話し合いで決めてもらったりとかいうケースがほとんどでしたし、あと、そういう集落の中でなかなか決まらないときなんかは、農協の支店に相談に行ったりしてというそういうケースで、今まではある程度のところまでは次のやる方が決まって、それでうまいこと回していただいたと、そういう状況であったと私も思います。

その中で、今は、例えば耕作のしやすいいい農地であれば、そういったところも、ある程度スムーズにいておりますので、あえてそこを農地バンクに登録というところまではしていただかなくてもいいのかなというふうには思っております。

ですので、どうしても出てくるのが、耕作のしにくいところであるとか、ちょっと荒れかかっているようなところであるとか、そういったところが出てくるのかなというふうには思っておりますので、そういったところ、確かに逆にそういった農地ですと、借り手を探すというのは難しくなってくるというところはあるんですけども、我々もこの制度が始まる時に思っておったのが、新規就農の相談とか、企業参入の相談というのは結構あるんですけども、その方に紹介するような農地の手持ちがないものですから、そういったところでまず紹介できるような手持ちがあるといいなと思っております。それと、この制度というのはある程度上手に結びつけていけているのかなというふうには思っておりますけれども、まだまだ実績も登録も少ないものですから、そこはもうちょっと周知なり、おっしゃるように、借り手のほうへの周知、そういったところにももうちょっと強力に取り組んでいかなあかんのかなというふうには思っております。

○ 伊藤 元委員

農地を農地で借りるのはそんなに金額は高くないと思っておるのね。当然、貸し借りは貸し手と受け手のほうで賃借は決めていくということなんやけれども、それで、また、耕作するものによっても収益は違いますから、やっぱりその辺はそれで私はええと思っておるんです。

ただ、さっきの課長の話でいくと、優良農地があいたときは比較的スムーズにいくということなんやけれども、当然、その隣でつくっておる人が受けてもらうとかいう話もあるのでええんやけれども、いいところなんやけど、隣の人には貸したくないという人もおるんやな、なぜか。だから、それをやっぱりこちらからの情報としては、隣の人に貸すんじゃないですよ。中間機構、農地バンクに預けるんですよ。農地バンクは行政がちゃんと利用権設定をしてこの人に貸したんですよというところの部分をしっかりと説明せんことにはなかなか進んでいかん、集積という意味ではね。

それと、あと、やりにくい農地はやっぱり誰でも受けたくない。それで、新規の人にやりにくいところをあっせんしたって、せえへんわ。

一つ問題があるのは、先ほど小林委員も言われておったけれども、やっぱり農地バンクを立ち上げたら、誰かがそこをある程度管理、書面で管理しておるんじゃなくて、いつでも耕作できるように保全管理をしておくシステムが必要ではないかなと思っておるの。それをやっておけば、自然と時間がたつにつれて周辺の状況が変わってくる。そうすると、その例えば三角の部分のやりにくいところがあったとしても、隣がまたあいてきたら、ひっつけて一つにして貸すことができますやんか。そういうふうにしていかんと、いつになっても借りにくいところは誰も借りてくれへん。借りたとしても休耕に充てるために借りるぐらいのことでき。それでも一つ管理はしてくれるで保全管理にはなってくるんやけれども、やっぱり預かったら、書面だけで管理しておるのではなくて、やっぱり実際にいつでも種つけができる圃場としてとか、耕作ができる畑としてとか、していくことが必要かな。

そうするのには、やっぱり地域の人なのか、農業委員会さんなのか、実際に農業委員会でやっているところもあれば、地域の集落営農組合とか、いろんな組織でやっておるといいう人もある。でも、自分らのものでもないんやわな。ただ周辺が荒れると困るでしておるといっただけ。そうすると公共性というのが出てくると思うので、やっぱりそういうところ

には何かの支援をしてやらんと、その維持管理が僕はできやんと思う。次の担い手につながるまでは、やっぱりそういう支援は何とか必要ではないのかなと私は思うんです。そうすると、耕作しにくい土地であったとしても、次、年数とともに周辺と合わせて借りてもらおうというふうな使用状況になっていくのではないかなと思うんですけど、いかがですか。

○ 北住農水振興課長

おっしゃるように、耕作できなくなったから登録するというのが前提ですので、当然、その後の管理というのは難しい状況もあるというのはわかりますので、例えばそれを今おっしゃられるように、ほかのところでは農業委員さんが中心になってある程度の管理をしていただいたりとか、地域でやっていただいたりというところもあるというふうには聞いておりますので、そういったところの検討でありますとか、そこに対する支援についてもほかの市町の状況等も一度調査してみたいと思います。

○ 伊藤 元委員

ありがとうございます。これは今、産業生活常任委員会で、議会としての取り組みで農地バンクという話やで、余り話を進めていくと飛び越えていくかなと思うので、ちょっと抑えておかなあかなという気はしておるんですけども。あと、この農地バンクに対して、実際、私も農業をやっておるんですけども、認定農業者としての登録もさせていただいてやっておるけれども、周辺でそういう土地が出ていないのかもしれないやけれども、そういう情報は余り入ってこんなという気がしておるの。当然、見に行かんと見せてもらえやんのかなというのを感じたりするのやけど、それと、さっきも言うように、私も規模拡大をしていこうと思っておるもので、周辺でいい農地が出てくれば借りたいなどは思っておるんですけど、登録といった部分では登録した覚えもないもので、だから、やっぱりその辺の登録という部分でしっかりと力を入れていただいて、もう一度周知をして、受け手と貸し手の円滑な状況につながるように充実をお願いしたいと思います。

○ 村山繁生委員

済みません、素人ですので、基本的なことからあれですけども、農地中間管理機構というのは、各都道府県に一つというんですが、三重県はどこにあるんですか。

○ 北住農水振興課長

三重県のほうで1カ所設置の予定というふうに聞いておりますけれども、まだ設置はされておられません。これからです。

○ 村山繁生委員

そうすると、どこかに設置されるとして、その大もとから各市町村の農業委員会に委託というか、そういう形になるわけですか。

○ 北住農水振興課長

組織としましては県に一本の組織となりまして、農地中間管理機構のほうから、どこまでの範囲というのはまだわからないところがあるんですけども、例えば登録した農地——農地中間管理機構が預かって管理をするという農地——の実際の管理を市町に委託するというような制度になるのかなというふうに聞いております。

○ 村山繁生委員

各市町の農業委員会か行政、結局、農業委員会ですよ。

○ 北住農水振興課長

実際の委託のほうは市町のほうになるというふうに聞いております。

○ 村山繁生委員

わかりました。

それで、この13ページのところ、機構に貸し付けることにより交付金がおけるといふうになってはいますが、これは登録して借り手のほうに直接値段を交渉して契約が成立するとありますが、それとは別に、この辺のすみ分けというのがわからないんですけども、機構に貸し付けることによって交付金がおけるといふことになってはいますが。

○ 加藤清助委員長

バンクとの違いという意味。わかりますか。

○ 杉本農業委員会事務局副参事

農業委員会事務局、杉本でございます。

13ページの1番に地域に対する支援、地域集積協力金というところがございますが、こちらは、一定の地域の中の農地のどれぐらいを、先ほど話に出ました農地中間管理機構に貸し付けるかで、その貸し付けの割合、ここに2割超5割以下、5割超8割以下、8割超と3段階になっておりますが、その割合に応じた反当たり、10a当たりの金額、2万円とか2万8000円とか、そういった金額が貸し付けたことによってその一定の地域に協力金としてお金がおりるということになっております。

○ 村山繁生委員

それは地域ですよ。

○ 杉本農業委員会事務局副参事

地域でございます。

2番目としまして、個々の出し手に対する支援ということで、よう農地、やっていかんわということで、リタイアされる方とか、畑作、田んぼ等々されている方が畑作の部分についてはもうやめて、水田一本にするとか、経営転換というような形のことをとられた場合にあって、リタイアする方であれば、お持ちの全農地を10年以上、先ほどの農地中間管理機構に貸し付けて、かつ、その機構が受け手さんを公募で探して、公募で落とした方に貸し付けるわけですが、そうやって貸し付けられたことがはっきりした時点で、その貸し手さんのほうにこの交付単価によって協力金が支払われるというものでございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、まずは登録して、契約が成立すると交付金が払われるということで、そしてまた、契約は契約で個々の条件でもって契約されるということですね。

○ 杉本農業委員会事務局副参事

そうですね。農地中間管理機構に貸し付けられたものを、今度は農地中間管理機構が受け手さんのほうに貸し付けるという方向です。

○ 村山繁生委員

そうすると、まずは登録して、農地中間管理機構が全て真ん中に立つということでもいいわけですね。

○ 杉本農業委員会事務局副参事

そういうことでございます。

○ 村山繁生委員

ありがとうございます。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

他にご質疑、ご意見、ございますでしょうか。

○ 伊藤 元委員

今の話に関連をしていくんやけれども、県でというと、結構広域に市町村をまたがっていくと思うんです。四日市市の場合でも農地バンクは各地区にまたがっていくわけなんやけれども、農業事情としては、やっぱり受け手がない場合は他地区の方も致し方ないかなという思いはあるんですよ。他地区の方がやったらあかんという決まりも何もあらへんのやけど、結構その地域の農家組合とのトラブルというのもよく聞くんですね。ですから、私が思うのは、やっぱりその地域内で受け手を探していく、育てていくというのが一番基本的にはいいのかなとは思っておるんです。

ですので、ない場合は、もうそういうふうにやっていただける方があればどんどんやっていただいてええと思うんやけど、そのときに当然、地域事情に対してきちんと足並みをそろえていくとか、先導的役割を果たしてくれたりとか、いろんなことがあると思うんやけど、やっぱりその地区との協議というの一番必要不可欠という部分やと思いますので、ぜひその辺、気をつけて進めていってほしいなという強い要望をしておきたいと思います。じゃないと、農業集落コミュニティーが崩れるおそれがあるもので、これが一番怖いもので、よろしく願いいたします。

○ 加藤清助委員長

ご意見、要望ということで。

他にございますか。

(なし)

○ 加藤清助委員長

ないようですので、農地バンクの取り組みについての所管事務調査はこの程度にとどめさせていただきます。

二つ目のに入る前に理事者の入れかえもございますので、あの時計で14時35分再開とさせていただきます。

14 : 26 休憩

14 : 36 再開

○ 加藤清助委員長

それでは、再開させていただきます。

これより多文化共生についてのテーマで所管事務調査をとり行いたいと思います。

部長、初めにご挨拶。

○ 前田市民文化部長

皆さん、こんにちは。市民文化部長の前田でございます。

きょうは多文化共生の推進について、現状を踏まえて、どのような課題を持ってどういうふうに取り組んでいるか、今後の方向性も含めてご説明をさせていただいて、ご意見を賜りたいと思っております。

なお、申しわけございませんけれども、山下次長が出席の予定でございましたんですが、緊急の用件で今、県のほうで対応しておりまして、現在出席できる状況にございません。まことに申しわけございませんが、戻り次第、対応ができるようであれば出席するように命じてありますので、よろしくご了承のほどお願いいたします。

○ 加藤清助委員長

それでは、資料をご準備いただきましたので、説明を受けたいと思います。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

多文化共生推進室長、横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほうをお配りさせていただきましたので、まず、A3、1枚、要旨として1枚でございます。それから、トータル15ページの多文化共生についてという本文の説明資料、及び、関連しまして、参考資料としまして、合計10ページの資料、こちらのほうをつけさせていただきました。この三つをもとに説明のほうをさせていただきますので、時間どうぞ、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、このA3の要旨を中心として説明をさせていただきます。

それでは、まず、この本市の現状でございます。

外国人市民の登録の数でございますが、昨年の12月末現在で約7700名弱でございます。全市の人口割合は2.4%、全国の数字に比べますと若干高くなっております。

参考資料のほうを見ていただきますと、過去の外国人登録の経過のほうを挙げさせていただきます。1990年の改正入管法の施行によりまして、全国的に日系南米人のほうの入国条件が緩和されまして、就労目的で増加したという傾向がございました。最高では、平成21年3月でございますが、最高で約1万人近く在住しておられましたけれども、リーマンショックの影響がありまして、それ以降、減少傾向。ただし、帰国されずにそのまま本市のほうに残られまして定住する傾向というのも多くなっております。

それから、次、参考資料2ページ目のほうを見ていただきますと、本市におきましての各地区の外国人の住民登録者数の分布でございます。やはり一番多いのは笹川地区を擁しております四郷地区でございます。四郷地区では7.6%。そのほかには、塩浜でありましたり、あるいは、中部の5地区のところは4%超ですね。それから、河原田、それから、橋北、楠と、それから、常磐、日永というもともとの人口の多いところも比率が高くなっております。

そこで、もう一つ、笹川は特に集住地区でございまして、笹川地区の全人口のうちの15%が住んでおるといような集住地区でございます。その理由としましては、UR住宅、旧住宅都市整備公団であったり、県営住宅という集合住宅のほうに集住しておるといった

ところで、この笹川地区のほうに外国人の方が多く住んでいるということでございます。

こうした状況の中、市としましては、多文化共生につきましての基本的な考え方を確立する必要があるということで、平成16年3月に国際共生推進プランというのを策定しておりましたが、その後、総務省のガイドラインもございまして、本市の実情を踏まえ、市民憲章、総合計画といったものも考慮しながら、平成22年5月に四日市市多文化共生推進プランを新たに策定しております。その中で基本理念として下記のとおりでございます。そして、また、基本の四つの柱をもとに多文化共生のほうを進めていくというところで取り組みを行っておる状況でございます。

3番目でございますが、モデル地区というのは、笹川地区を平成23年にモデル地区といたしまして、より多文化共生を進めるというところで重点的な取り組みを行っております。

課題としましては、UR住宅等集合住宅に住まわれる外国人市民の方、非常に若い世代でございます。一方、戸建て住宅のほうに住んでみえる以前から笹川に住んでおられる方、こちらのほうは高齢化が進んでおるというところで、なかなか通常の接点がないというところ。そして、また、この外国人市民の子供さんが将来的にこの地区の担い手として活躍していただくというところの環境づくり、これも必要であるというところが課題として挙げさせていただいております。

内容といたしましては、先ほどの4本の柱をもとに進めております。多文化共生の地域づくりといたしましては、やはり日ごろから顔の見える関係づくりをしながら、いざという災害時においては、外国人市民の方も支援を受ける側ではなくて、支援をする側として、特に若い担い手も入っていただいて、共助の理解をしていただく。このための防災セミナーだったり、また、地域の事業に外国人市民の方も中心となって進めていただくという、そういった講座のほうとして開設をさせていただいております。

また、日ごろから接点を持っていただくために、平成25年6月からは、ふれあい講座と申しまして、外国人市民の方、日本人市民の方が共通の講座、今現在は書道講座をさせていただいております。十数名の方——大体外国人の方、日本人の方、ちょうど半分ぐらい——が、非常にいい関係ができておまして、1月12日にもさせていただいて、非常に和やかな雰囲気させていただいております。こういったことも進めております。

それから、住民交流のための拠点施設としましては、四日市市国際共生サロンが平成16年当初は外国人市民の支援というところで発足をいたしましたけれども、やはり定住化すると日本人市民との共生ということがだんだんと必要性が高くなっていくということで

ざいまして、外国人市民、日本人市民がともに使用できる、そういった施設が望ましいわけですが、この場所といいますのも、建物が旧笹川交番の跡地というところもございまして、なかなかたくさんの方が来ていただきにくい。日本人市民というよりも外国人の方が多いいところもございしますので、やはりまず共生として、外国人市民、日本人市民の方がともに触れ合っていていただく、親睦を深めていただく、協力しながら暮らしていくというための施設について、施設づくりのほうを総合計画のほうでもうたわせていただいて進めていく、検討していくというふうに考えております。

それから、コミュニケーションに係る支援でございます。やはりまず外国人市民の方が日本人の方との接点を持つためには、一番大きな手段として日本語を覚えていただく。そのためにもこういったコミュニケーションの支援のために日本語教室等を開催させてもらっております。

まず、例として参考資料のほうに、笹川子ども教室事業のほうを挙げさせていただきました。これは、放課後において、笹川東小学校、笹川西小学校、そして西笹川中学校の児童生徒の方を対象として、地域の方のボランティア、そしてまた、平成25年度には教育委員会との連携のもとに、教員経験者の方にも入っていただいて、よりきめ細かな学習支援というものに取り組んでおります。

それまでは子供さんもおるといっただけの方もみえましたが、一つのカリキュラム、方向性というものをスタッフで考えていきながら、非常に現在は自主学習もやっておると。今現在は水曜日と土曜日が子ども教室でございますが、それにプラスして自主学習も週に2回して、これもやはり地域の方の協力を得て進めさせていただいておる、ボランティアのほうで進めさせていただいておるといっところでございます。

それから、生活にかかわる支援として、この柱のほうを挙げておりますけれども、3番目でございます。こちらのほうにおきましては、就学前の子供さん、保育幼稚園課であったり、それから教育委員会のほうで取り出し教室、あるいは就学前のプレスクールというのを巡回して進めていただいております。

4番目の柱としては、共生の推進のための体制整備でございますが、やはりこれは地域の声も聞きながらこの事業を進めていくということも非常に重要でございます。昨年度から笹川の推進会議、これを要綱を制定して、市が主導となって進めていくと。特に課題として大きい教育、それから、集合住宅であるUR住宅、県営住宅、そして、地域づくり、この三つの部会を持ちまして、地域の声も聞きながら、そして検討しながら、最終的には

年3回全体会を開いて情報共有をしておるといって形で現在の体制の整備を整えておるわけでございます。

要旨3、最後でございますが、モデル地区における取り組みの今後の方向性としたしましては、やはり外国人市民の方も定住するとなりますと、もうこれは近隣で日本人市民の方とも仲よくやっていく必要があると。当然のことでございますけれども、この取り組みのために日ごろから接点の持てるような、顔の見える関係づくりはやはり必要であるということございまして、この防災セミナーであったり、そしてまたふれあい講座も拡充していくと。

そういったことも進めていくためには、平成26年4月から国際共生サロンを多文化共生サロンのほうに名称も変更しまして、市の直営としました。並びに、今、多文化共生モデル地区担当コーディネーターというのを四郷地区市民センターのほうに2名配置しておりますが、このコーディネーターのほうもサロンのほうに配置、そして、現場管理者も市の職員として置きまして、地域の要望を柔軟に、そしてまた迅速に捉え、より身近なサロンとして新たなスタートをしていきたいというふうに考えております。そのための直営化として、平成26年4月からスタートをしていく予定でございます。

参考資料としたしましては、資料の4ページに、以前、皆様方にも概要版としてご提出をさせていただきました三重大学が平成23年度に取り組んだ多文化共生に関するアンケート、抜粋でございますけれども、掲げさせていただきました。日本人が抱いておる課題であったり、外国人が抱いておるお願いといたしますか、そういったところも、このほうには挙げさせていただきましたので、またご一読いただければ幸いです。

モデル地区につきましては以上でございます。

続きまして、要旨の4番目、全市的な取り組みとして挙げさせていただいております。

本文におきましては10ページでございます。

全市的な課題としたしましては、まず、四日市市におきましては、先ほど参考資料2のほうで見ていただきましたように、外国人の方が分散しておるところもございました。なかなか各地域において、地域社会の参加というのがまだまだ持っていないというところがございます。

また、今現在、57カ国の外国人の方に登録いただいております、非常に言語が多い、多国籍ということになりますと、文化であったり言葉であったりというところが非常に日本との差があると。そこで、必要なサービス等の情報提供というものを行って、適正に受

けていただくということが課題であるというふうに認識をいたしております。

内容といたしましては、先ほどの4本柱にのっかって進めさせていただいております。国際交流センター——市役所の北館でございますけれども——そちらのほうにおきまして、文化理解講座、それから、外国人の方の声を聞かせていただく市民懇談会であったり、また、平成25年度には、外国人市民コミュニティーとも連携をして防災セミナーの開催もさせていただいております。

それから、コミュニケーションにかかわる支援といたしましては、通常行っております翻訳、通訳、それから、市民課のほうで行っております生活オリエンテーションと。生活オリエンテーションは参考資料の5ページの参考資料④でございますけれども、四日市市に住んでいただく場合の基本的な生活にかかわる内容、これを4カ国語に翻訳しまして、オリエンテーションのほうで説明し、お配りをさせていただいております。また、地区市民センターのほうでも同じように4カ国語で翻訳して、この情報のほうを外国人市民の方に提供させていただいております。

また、コミュニケーションとしましては、日本語の教室のほうをボランティア団体のほうの方がやっておられますのを支援させていただいたり、あるいは、国際交流センターのほうでも教室をやっております。

また、ボランティアの方もどういう取り組みが必要かというところも必要ですので、研修のほうもさせていただいております。

また、企業においても日本語研修としてなかなか時間がとりにくい外国人の方向けの企業内研修もさせていただいております。

要旨の3番目でございますけれども、生活にかかわる支援としまして、これも教育委員会のほうで、初期適応指導教室のいずみ教室であったり、また、これは四郷高校でございますが、外国人の入学枠の設置の要望。平成25年1月に三重県のほうの教育委員会に上げさせていただいて、外国人の入学枠の設置について、市長初め連名で要望書を出させていただきました。

それから、外国人世帯におきましては、なかなか住居を安心して確保するのが難しいという声もございました。これは、都市整備部、都市計画課のほうで取り組みをしておりますけれども、住宅セーフティネット法に基づいた安心賃貸というのを三重県が事務局を構えておりまして、そちらのほうに参加しながら、この2月にも住宅相談会を開催する予定でございます。こうした内容で生活にかかわる支援を行っております。

それから、共生に関する、共生推進のための体制整備でございますが、これは参考資料7ページ、それから8ページでございますが、庁内におきましては、市長を本部長としまして、四日市市多文化共生推進本部の会議を行って、部局横断的な連携を進めております。

それから、全国的な取り組みとしましては、9ページでございますが、外国人集住都市会議への参加ということで、現在、26市1町のほうが、特に日系南米人が急激にふえたというところで、共通の課題等があった場合に検討する、また、国に対しても制度改革を行っていくというところの要望をさせていただいております。

最後になりましたが、全市的な取り組みとして説明させていただきますと、やはり四日市市、日本で生活をしていただくためには、適正な正しい情報を得ていただいて、そして、そのサービス等を受けていただくという必要もございますので、翻訳、通訳というのはもちろん継続してさせていただきます。

それから、やはり全市的な取り組みとしましては、笹川と同じような話でございますけれども、なかなか地域で接点をとりにくいと、そういった課題もございますので、本市のほうとしましても、外国人コミュニティーであったり、あるいは日本語教室に来てみえる学習者の方であったり、あと、留学生であったりといったところのネットワークを活用させていただいて、こちらから情報提供をさせていただく。イベントがこういうのがありますよというところも活用させていただいて、連携を進めていきたいというふうに考えております。

また、日本語教室におきましては、主にボランティアの方々を中心に日本語の学習支援を行っていただいておりますけれども、研修を行いますと、やはり皆さんそれぞれ課題があって、どうしたらいいのかなというところもお悩みとして聞きます。そういった場合におきましては、皆さんが同じような標準の学習レベルと申しますか、外国人の方の日本語レベルを習得しまして、同じような基準で取り組むことによって、カリキュラムも考えていながらこういった支援を進めることが非常に効果的であるというふうなことで、この平成26年度から日本語指導のそういったボランティアに対する支援というところも取り組んでいくというふうに考えております。

以上が、多文化共生につきましての説明でございます。ご清聴ありがとうございました。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

市民文化部長が急用で退室の用事があるそうなので。

それでは、今の資料を含めた説明に基づきまして、委員の皆様からご質疑やご意見、提案などを受けたいと思います。

○ 伊藤 元委員

ちょっと教えてください。

先ほど報告していただいた中で、それぞれさまざまな事業を展開していただいております、実績等で参加人数なんかを示していただいておりますが、これはその対象になる外国人の方だけの人数なのか、その関係に入っておる周辺の地域の日本人の方々も入っての数字なのか

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

まず、数字として挙げさせていただいておりますのが、本文のほうの4ページでございますけれども、大変恐縮でございますが、こちらのほうで、ちょっと補足説明をいたします。4ページの一番上の外国人市民向け防災セミナー、これは外国人市民の方を中心としてセミナーを開催させていただいておりますが、これはやはり地域の日本人市民の方の参加も必要になってきますので、この108人とか57人、51人でございますが、108人のうち47人が外国人、57人のうち23人が外国人、51人のうち19人が外国人でございます。

大変説明不足で申しわけございませんが、下のほうはこういうふうに分けさせていただきましたが、やはり外国人向けのセミナーでありましても、いざというときは日本人市民の方も当然一緒にしていただくわけですので、基本的には、配慮するのは、通訳であったり、外国人の方々向けの配慮ですが、日本人市民の方もぜひ来てくださいというところで、共同でさせていただいております。

それから、下の外国人リーダーの発掘。例えばふれあいまつり等において、単にお客さんではなくて、外国人市民の方にも準備をしてもらう、スタッフとして入ってもらうというところのための講座でございますが、これは外国人だけの数字で16人、16人、9人でございます。

○ 加藤清助委員長

いろいろあるということな。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

そうですね。以上でございます。申しわけございません、長々と。

○ 伊藤 元委員

ありがとうございます。

それでいいと思うんですよ、基本的には。当然、その地域に住まわれるわけやから、その周辺の人らとともに講座を受けたりとか活動をしていく。

ただ、私たちに示してもらうときには、やっぱりそこは分けて示してほしいな。でないと、その事業効果がどうなのかというのが計り知れやんものがあるもので、今後についてはそこら辺、ちょっと分けて、そういうふうをお願いしたいと思いますが。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございます。今後は気をつけて表示させていただきます。

○ 加藤清助委員長

一応把握はしておるわけね、分けて。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

把握させていただいております。

○ 伊藤 元委員

ですので、その辺をちょっと要望したかったのがまず一つね。

それぞれの事業は否定するものでもないし、どんどん進めて行ってほしいんやけれども、ただ、難しいことを言ってもなかなか取っかかりが難しいので、当然、必要な話を支援しておるわけなんやけれども、基本的には、今はこうではないと思うんだけど、よう昔は郷に入れば郷に従えということで、外国人の方が日本に来たんだから日本の文化に従って生活をしていただければいいという考えでいろんな指示、指導をしておったと思うのね。

当然、それは基本でいいと思うんやけど、やっぱりなかなか外へ出て日本を見てみると、かなりそういうところ辺がまだまだ古典的かなという気がするんですよ。ですから、一番

大事なのはやっぱり彼らの文化も尊重していくということが大事やと思うので。例えばブラジルの方なんかというのはすごく人数が大勢みえるわけですから、その人たちの文化を日本人が逆にしっかりと習得をして、その人たちとともに事業をやっていくという取り組みが必要ですよ。それもやってもらっておると思っておるの。

ただ、言葉ではそういうことは言うんやけれども、その環境づくりとか、接点づくりとか言われましたやんか。そこをどうやってやっていくかというところは、やっぱり遊びの部分というか、楽しくつき合いができる部分をふやすしかないと思うんやわ。その利用も多分いろいろ考えていただいて、今度も共生餅つき大会やったか、何か企画も豊田議員のほうでやってもらっておるで、あれなんやけれども、その反対で、我々が仕組みばかりするのではなくて、その人たちにももっと。以前もそんな取り組みがあったと思うんやけど、その辺、どうなっておるのかな。例えばブラジルの人たちにブラジルのお祭りを開催してもらって、その周辺の人や私たちが参加していくというふうな取り組み、今現在どうなっていますか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

まず、イベントとしましては、ふれあいまつりのほうが笹川のほうでございまして、そちらのほうでサンバであったり、そういったものも取り入れまして、文化を伝えてもらう。

そして、また、先ほど私が申しましたふれあい講座のほうでも、実は向こうの料理をつくってもらって日本人の方に振る舞ってもらっておるとい、非常に一石二鳥というか、触れ合いながらまたそういうのをしているというところで、成果はあるというふうに感じておりますし、今おっしゃっていただきました外国人市民のほうからの発信というのをこれから呼びかけていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○ 伊藤 元委員

ということは、ちょっとその辺はまだ弱いというところで理解していいんやろうか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

今のところは、やはり日本人側が主催するというところが主となっていて、そこに従の状況でというのが大きいと思います。ただ、これは補足でございますけれども、ふれあい講座のほうのメンバーの中で、アバンテ笹川といいまして、ページでいいますと本文の4

ページの②で、外国人リーダーの発掘として挙げさせていただきました。これは地域の中で外国人市民もお客さんじゃなくて自分たちで動いてほしいという気持ちを持っていただくための講座をさせていただいて、このときはまたふれあいまつりのほうも参加はしてもらって、平成25年に初めてスタッフとして出ていただいたと。

これをもとに、平成24年度にはこういったメンバーの方々が清掃活動を積極的に奉仕でやってもらおうと。これに関しては日本人の方も数名、今、8名で活躍してもらっていますが、数名入ってもらって一緒にやっておるというところで、こういう外国人の方も日本の文化、習慣というものに理解を示しておるとい、そういう姿勢が日本人の方にも伝わっておるといふうに私は認識しております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員

非常にその辺、いいことだと思うんですよ。もっともっと弱い部分は強めて事業化していくべきかなと思っております。

実は、私どもの住んでおる生活区にもブラジルの方がおみえになって、なかなか接点がなかったんだけど、この場合は私らの地元のお祭りに参加を希望されたもので、それと一緒にやっておるうちにどんどんと交流が深まって行って、昨年やったか、ホームパーティーをするで来てくれと言われて、それでお邪魔したら、もうどんどんどん朝から晩まで、その人たちのファミリーというか、家族が次から次へと親戚縁者がやってきて、紹介もしていただいた覚えがあるんですよ。それで物すごく楽しかったんですよ。そうするとまたお互いがどどんと交流が深まっていくというか。

やっぱりあの人たちからのお誘いを受けていくという部分は僕はありかなと思っておるんです。ですから、一遍今後はその辺を強めて行ってほしいなというふうに希望をしておきます。

それと、もう一つ、市役所の皆さんが外国人の方々をどのように見られておるかというのがちょっと私、気になる場所なんです。というのは、やっぱりなかなか相手国の生活様式、文化、考え方、それからいろんなものがなかなか日本の国内におってはわからんと思うんやわ。私、この間、実は農業研修で、イタリア、フランスへ行ってきたんやけど、それはやっぱり文化の違いというか、生活様式の違いはあるなとすごく痛感したの。それで、やっぱり仲よくなっていこうと思ったら、さっきも言ったように、相手のことを認め

ていくというか、相手の文化を知るということがやっぱり大事やなど痛感しました。

ですので、やっぱり海外研修とか視察とか、難しい時期やけれども、やっぱりこれだけグローバル時代のことを言われるようになってきておるんやったら、いつまでも今までの固定観念に捉われず、どんどんと世界を見に行くような取り組みも必要じゃないのかなと思っておるのやけど、その辺はどう考えられますか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございます。

やはり市の職員も、この日本に住んでみえる外国人市民の方への対応というのは、今、私どものほうも働きかけておりますのは、例えば窓口で外国人の方が来ましたときに、すぐに翻訳、通訳につなぐのではなくて、例えば簡単な易しい日本語というのを使ってほしいと。それによって、職員が外国人市民と話もできるし、もう一つは、相手の外国人市民の方も日本語を覚えていただくきっかけづくりに、やはり自立もしていただきたいもので、そういうところで易しい日本語の研修というものを去年、ことしとさせていただいて、非常に多くの職員も参加しておりますので、気持ちとしては外国人市民の方に対して、もちろん業務もそうですけど、それ以外の気持ちを持っておる方がたくさんおるといふうには認識しております。

海外研修、そちらのほうは、いいとは私も思いますけれども、いろいろとその辺は予算的なこともあると思いますので。

○ 小林市民文化部参事兼文化国際課長

ことし、平成25年度でございますが、11月に国際交流のほうで、私自身、議長や市長とロングビーチのほうへ行かせていただきました。ありがとうございます。確かにこの50年という記念の節目をともに祝うために、苦勞もございましたけれども、お互いにいろんなメール等で話をしながら進めてきた。ご評価はまた決算議会でしていただくわけなんですけれども、こちらも達成感がある程度あった。向こうも苦勞をした分、ともに非常に近くに感じたということもございますし、お互いの生活様式なども、文化を通してが主でしたけれども、見ていただくことができましたし、見させてもいただきました。こういうことはやはり実感として、確かに視野を広げますので、今後も予算が許す限りは必要かなというふうには思った次第でございます。

○ 伊藤 元委員

予算については議会の承認も要るのでなかなか難しいかも知れませんが、やっぱり胸を張ってきちんとした取り組みを展開していくのであれば、多分、私は認めてもらえるのではないかなと思っておるの。その辺はやっぱりきちっと、これだけの人数の外国人の方を迎え入れておるわけやから、積極的にやるべきじゃないかなと思います。手法はいろいろありますから、またそれぞれ考えていただいて、ご提案いただければいいのではないかなと。

まず、最初に取り組んでいくのに、多分やっておるかなと思うんやけれども、例えば民間の企業の方が海外出張のすごい多いような方がおみえになると思うの。そういう人たちの知恵を借りるとかね。もう会社を定年退職された方とか。

私の同級生でも、もう海外のほうが多かったという方がおみえになって、そういう人なんかやと、外国の人らとかと接するとやっぱり違うね。すごいなと感じました。ですから、何がという具体的に話す時間がないけれども、やっぱりその辺の知恵をかりていくということは大事やと思いますので、そういう人たちとともにまた今までの取り組みのない部分、しっかりと力を入れていただければいいかなと思います。

以上です。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑、ご意見、提案の方。

○ 村山繁生委員

日本語教室をやってもらっておるということですがけれども、実際問題として、もう何年かみえる方で、日本語が堪能になっているとか、あるいは小学生、中学生である程度普通にしゃべれるようになる子というのはいらっしゃるんですか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

実際に、回数そのものも、非常に長い方ですと1年をかけて覚えたいという方もいらっしゃいますので、私どものほうが情報として入れますのは、初めは本当にあいうえお、平仮名から入ったけれども、ある程度日本の簡単な本も読めるようになったというところの

学習成果がある方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○ 村山繁生委員

子供はどうか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

笹川子ども教室というのは、先ほど説明させていただきましたけれども、そこにおきましても、ほぼマンツーマンに近いものですから、覚えるという意欲もあって、実際に身につくというところを成果として聞いております。

○ 村山繁生委員

ある程度そういうふうにしゃべれるというか、日本語が通じる方に、逆に先生になってもらうとか、この外国人リーダーの発掘にもつながると思うんですけども、そういう意味で。そういうことはできないんですか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

貴重なご意見をありがとうございます。

まさしく日本人市民が教えるというのではなくて、外国人の方が外国人を教えるという、本当にこれが一番理想だと思いますし、実際の中身としまして、キャリア教育の話をするときに、過去でございますけれども、そういう高校へ行って、大学へ行って、ある国家公務員になった方がいらっしゃいまして、その方が、日本語教室じゃないですけど、実際に私はこれだけ取り組みましたよというのを外国人の子供さん、生徒さんの前でやっていただいたことがありまして、非常にそれは、子供さん、受講生にとっても非常に大きな励みというか、一つの目標ができたというふうに聞いておりますので、ありがとうございます。そういう方向でいきたいと思っております。

○ 村山繁生委員

それで、また、子供というのはやはり覚えるのが早いと思うんですよ。ですから、外国人の子供が日本人と同じ教室で、日本人にスペイン語なりポルトガル語を教え合ったりとか、そういうことをすることで本当に生きたコミュニケーションができるんじゃないかと

思うんですけど、そういった活動を広げていってもらったらどうかなと思うんですけど、
どうですか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ありがとうございます。

笹川子ども教室のほうも、以前は外国人の子供さんが中心でしたけれども、今は教育委員会のほうとの連携もありまして、日本人の子供さんも実際に入っておりますので、そういう機会を持ちながら、お互いの言葉を教え合うということ、これも一つのコミュニケーションであり、また親密な関係もできてきますので、そういったところも参考にさせていただいて、活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 小林博次委員

ここに出てこないことをね。

例えばこの4でいくと、彼ら、在日年数が長くても会話能力が高いというわけではない。その高くない理由としては、例えばここやと鈴鹿市のホンダへ行っておったり、居住区で、出歩く時間が少ないのでという感じのことなんやわな。雇用者のほうからすると、別に日本語を覚えてもらわんほうが使いやすい。派遣業の実態としてあったと思うんやわ。

ところが、問題は、3年でその人たちが帰っていけばまた新しい人が来てということになるんやけど、ここに残って、場合によっては子供たちがずっと日本に住み続けるという段階になって、問題が生じてくる場合があるわけね。

これは全体の話と違って、例えば中学校を出て高等学校へ行く能力がないと、その子供たちをどうやってあっせんしておるんです。仕事か、勉強か。この人たちは犯罪に走るとは限らんわけですけども、四日市市じゃなくてほかの地域へ行って、犯罪を起こしたり巻き込まれたりする可能性もあるわけやわね。これは可能性ね。この人たちがという偏見で見ておるわけじゃない。そこのところの、中学校を出てから、あるいは不登校になったり、そういう人たちにどんな対応をしているのかなというのが一番目の質問項目なんやね。

それから、ずっと定住していただくとする、そこで日本語をきちっと覚えてもらわないとだめなんやけど、地域の人が相手の文化を理解、すなわち、ブラジル人が多ければポルトガル語を地域の人が覚えるという作業もしてもらわんと、その地域はうまくいかんと思うんやわね。日本語だけ覚えてもらったって難しいと思うな。両方ともが少しずつわか

らんと、取っつく島もない。

前も出したけど、どこかの医者、ブラジル人の子供たちがいっぱい医者に来て、ようはやっておった日本の子供たちが別の医者へ行って、ブラジルへみんなかなりの人が帰っていったら、閑古鳥が鳴いておるといふ医者があるわけやね。だから、ブラジル人の人たちが多い場所では、日本人が逃げ出すということが起こっているんやけど、そこらに対して行政が一体どんな手だてを立てて対策を立てているのかね。

成長した人たちが飲みに来ると怖いから、ガラスでできたコップを置いていない。全部プラスチックやと。何でと。けんかしたときにぶつけられると怖いからと。というような、これは偏見ではなく、そんな現実もあったわけで、だから日本人が逃げ出しているわけやね。だから、裏表も含めて本当に手だてを立ててやらなきゃあかん。そういう人たちに対してどんな手を打っているのかな。

○ 加藤清助委員長

2点かな。進路状況の把握だとか、それから、日本人と外国人との地域との融合みたいな話だったと思いますけど。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

まず一つ目でございますけれども、例えば中学校へ上がって高校へ行ったけれども、その後、例えば中退するというケースで外国人市民の方というお話は伺いますけれども、そういった方々に対して市行政としての具体的な取り組みとしては今現在のところはやっていないというのが現状でございます。

もう一つにつきましては、外国人市民との融合の中で、いろいろと生活講座という中で、日本の制度のことについては外国人市民の方にもお話をさせていただいておりますけれども、もちろん法律の制度とかも話してはおりますが、ただ、実際のところ、そういった方々が全て来ていただいて理解をしていただいておりますという、それはちょっとまだ情報不足のところもあるかと思っておりますので、そこは一度検討させていただきたいと思っております。

○ 小林市民文化部参事兼文化国際課長

先ほどちょっとご説明をいたしました市内の高校に外国人枠を設置をというところら辺で、笹川に近いところで、四郷高校で、例えば教育費の負担もないようにというふうなこ

とで、環境を整えるというふうな要望は自治会の皆さん、あるいは関係PTAの方、教育委員会、市長も要望を出しているところをごさいますて、そういった環境整備はさせていただいていますが、具体的などいうふうなところは、確かに室長が申し上げたように、ないというのが現状でございます。

○ 小林博次委員

例えば高等学校へ行かなかった人たちにどんな対策をしているの。人数はつかんでいるの。多分つかんでいないと思うので、そういうのをきちっとつかんで、個々にどうしたらええのという対応を立てていかないと、知らない国で仕組みもわからん中で何かをするというのは無理やと思うんやわな。その子らがちょっと大声を出してみたりということになると、びっくりして日本人が逃げ出したりということが過去繰り返されたと思っておるんやけど。

たくさん的人数がということではない。極めて地道な活動やけど、そんなようなことも活動の一つできちっと進めて、例えば高等学校へ行くのに、中学校から、この町の真ん中とかたくさん来ておるんやけど、一定の人数を超えて受け入れると混乱が生じるので受けやんのです。だから、その辺が一体どんなふうな、各地域の中学校が受け入れをしてやっているのか。そういうあたりも捉えていかんと。

例えば5人しか入れていないというんやったら、もう一人何とかならんのかという話を具体的にしていかないと、対策を立てたことにはならんと思うんやわね。何かしらん放っておいて、結果としてそうなったという報告をしても余り意味がないと思うんやわね。だから、もう少しきめの細かさを発揮してもらいたいな。

それから、これ、日本語習得の問題でいうと、四日市市以外のところで働いておる人たち。その会社で雇っておる人にお金を出してきちっと日本語を教えてくれと。こういうことをそこでできなければ四日市市がかかわってやるので対応してくださいと、具体的なカリキュラムを持って具体的な手法を持って要求しないと答えてくれやんと思うよ。雇うだけ雇って、金もうけるだけもうけて、3年たったらほいっと帰っていってくればいけど、残ってしまったわ、日本語がわからんわでは話にならんわけですから、そのところをもう少しきめの細かい手だてを企業と詰めていただく。これは四日市市の商工会議所とか、逆の場合もあるわけで。だから、もう少しその辺、詰め方を考えていただいて、成果として報告いただけるとありがたいなと、こんなふうに思っているんですけどね。その辺、ど

うでしょうかね。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございました。

先ほどおっしゃったように、笹川なんかですと、四日市市のほうの仕事じゃなくて、近隣の亀山市とか、鈴鹿市のほうへ行かれます。私どもも、例えば日本語研修につきましては、市内のほうの法人であったり企業であったりを回らせていただきましたが、実際に行政界を超えてという形は取り組んでおりません。

これは回答になっておらんかもわかりませんが、平成25年度につきましては、やはり県レベルでそういう取り組みをやってほしいというところで要望はさせていただきまして、もう一つは、外国人集住都市会議のほうでも、そういうこともお話しさせていただいて、また、市長会を通じた日本語のプログラムというの、やはり国として制度を設けていただきたいというところはお話をさせていただいておりますが、具体的なそれに対する現在の方針というのはまだ固まっておらんというふうに聞いておりますので、取り組みとしてはそういう形でさせたいと思います。

○ 小林博次委員

区切りなしで要望しても簡単な話にはいかんと思うんやわ。だから、少なくとも、四日市市として、1カ月働いたら1日ぐらい日本語を教える、給料を出して教えてやるぐらいの条件を提案するだとか、何かをしないと、同じことを何遍も何年も言っておるんやけど、いまだに実現せんわけやな。だから、具体的に一個一個問題が前へ行くように、四日市市で制度をつくって、県に対し、国に対し、同じ制度をつくってくれと、成果があるからという持っていき方をしないと難しいと思うんやわな。そうでないと、これ、前へ進んでいかんと思うので。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

先ほど委員、おっしゃっていただきまして、まずやはり外国人を雇用してそのまま。日本語の研修、ちょっと説明をさせていただいた中で、企業内研修というのを平成24年度から取り組ませていただいております、昨年もことしも社会福祉法人のほうでやっていただいて、実際、介護とか、そういった仕事をやってみえる方が日本人市民の患者の方と

接する場合はやっぱり日本語が必要になってきますので、そういう取り組みに対して市のほうから講師のほうを派遣させていただきまして、日本語研修を受けていただいておりますが、やはり企業、特に製造業は、先ほどおっしゃったように、特に日本語を習得せんでも、マニュアルがあつてそれでもう済んでしまうというところがありますのと、もう一つは、派遣の事業者が間に絡んでいますと、私どものほうも企業内研修で講師を派遣しますというお願いをさせていただきましても、派遣のものの登録しておる会社のほうに了解をもらわんとあかんと。そうすると、一つの会社の中に三つも四つも派遣の会社があつて、全部もらわんとあかんわけですし、そういったこともございましたところで、企業内研修というのも働きかけてはあったんですけども、実際に応じていただいたところは少ないというのが現状でございます。

○ 小林博次委員

それは何、派遣業者と接触しておるの。雇っておる企業と直接やらな、そんなの無理ですよ。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

これも命令の系統等もございまして、直接私も会社のほうに出させていただいて、企業内研修をお願いしたいというふうな了解をもらいに行きましたら、やっぱり登録しておる派遣の会社のほうの了解をもらわないと進まないというような回答がございましたもので、派遣会社のほうに話をさせていただきますと、実際のところ、ある程度日本語のできる方を登録してそれを派遣しておるということがございますもので、ただ、実際のところ、そういった外国人の方の日本語レベルというのは、仕事の中ではいけるかわかりませんが、生活の中での有効な日本語かどうかは疑問を感じているところでございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員

それと、1カ所に大量に同じ人たちが居住すると、自分のところの言葉だけで日本語の必要がなくなってくるよね。そうすると、UR住宅に対して、ポルトガル語をしゃべる人たちを何人以下にしてくださいという要望とか、それをしていかないと、手だてがうまく立たんと思うよ。そういうことはやっていないわけやろう。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

そういう何人にしてほしいという働きかけはしておりません。

○ 小林博次委員

だから、実際に大量に入るから困るわけで、これ、少なかったら困らんわけでしょう。過去に、笹川に住んでいる人も逃げ出さなくてもよかったわけやろう。だから、行政がかゆいところに手を届けやんと、一般論で対応するからこんな結果になっておるわけやから。

ここに書いてあるような共生社会をつくるということで、その次はいくんやけど、その基礎的な部分が全然でたらめやから、そこのところだけきちっとする必要があるのと違うかなど。交流してどうかという前の問題やわね。もう住むわけやから。その辺をお互いが理解をして対応、対策しないと、そううまくいかんと思うよ。

だから、もうちょっと真剣に、それを直接雇用する大もとと話をきちっとして、その後採用してもらおうということをしなないと。言うても言うことを聞いてくれへんということなら、もうちょっと別の手だてをやっぱり立てる必要があると思うよ。でないと困った状況は変わらんもん。国の法律どおり3年で帰ってくれたらいいですよ。日本語をわざわざ覚えなくてええやろう。だけど、覚えて対応してもらわんと困るのは、そういうことではないわけやろう。まして、日本語がしゃべれたら、優秀な技能労働者は日本に永住許可を認めるということで国が方針を転換したので、これからもっとふえてくるんやけど、問題は日本語をしゃべれるという条件が、誰がどうやって決めるのかわからんけど、それがちょい緩んでしまってもっと困ることになるよな、今度は永住許可になるわけやで。

だから、もう一度根本的なことで、どうやってしたらいいのかというのを、見た目だけの話と違って、実態を眺めて対応していただくようなことを考えてもらわんと困るんやないのかなど。なかなか成果が上がらんなど、ちょこっと成果が上がったなど、そんな次元の話と違って、もうちょっと踏み込んでやってもらわないと困るんやなど。横山さんに文句を言っておるわけじゃない。それは期待をしておるんやけど。だから、そこまで踏み込んでもらわないと、この問題、簡単には解決できないやろうなど。子供は放っておいても学校で日本語を覚えてしまうんやわ、かなり早い速度で。大人がだめなんやわな。余計なことだけど。

それと、それ以外の外国人、日本は北朝鮮とか、韓国とか多いみたいやけど、あるいは

中国も多いけど、その辺の対応は聞かれていないけど、やっぱりそういうのについてどうするのというのが、実態を知らんと対策の立てようがないので、まずどんなところに分布されておって、どんな仕事をして、日本語しゃべれるのかしゃべれやんのか。中国人はほとんど日本語をしゃべると思うよ。韓国人もな。だから、そういう実態を知る。それを我々に教えてもらおうと、また対策でくちばしの入れようがある。ここ、足らんぞと言いようがあるよね。以上。

○ 加藤清助委員長

何かコメントがあれば。よろしいですか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございました。

確かに調査というところも、実際、地区市民センター等を通じて、外国人についての課題なんかは情報はとっているつもりではございましたけれども、やっぱりあちこちへ行って現場等で確認するというところがまだまだ弱いところもございましたので、参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑、ご意見、ある方。

○ 笹岡秀太郎委員

二、三点。

現状の中の外国人の登録数で、韓国・朝鮮の人数が書いてありますが、韓国と朝鮮、国籍がそれぞれ違うけど、一緒くたにしてある理由を教えてください。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

このオールドカマーと呼ばれる方につきましては、これは戦争の関係もございまして、サンフランシスコ講和条約が発令されてから、こういった方々については特別永住者として認めておるといふ経緯がございます。

もともとは韓国・朝鮮の方々が戦争の前の状況からみえましたものですから、そのころ

につきましては、同じ一つの国でございましたけれども、それ以降については分離しておりますので、このような形での表現となっております。

○ 笹岡秀太郎委員

何やようわからんけど、説明はそのとおりになんやろうけど、一般的に言うと、今の時点では、やっぱり韓国、朝鮮、別々に表記するのがわかりやすいかなという簡単なイメージね。

それから、二つ目は、同じく1ページ目の一番下の3行で、四日市市の特色として、外国人市民が分散して居住しているけど、例えば笹川地区のような一つの集合住宅にたくさん集住しているというのが四日市市の特徴であると、こういう説明の後、それを受けて、多文化共生の基本的な考え方やら基本理念、基本の柱というのが来ると思うんやわね。

そうすると、次、3ページの3番目のモデル地区についてというのがいきなり説明が来るよりも、10ページの全市的な取り組みの中の課題として、やはり今の1ページ目に説明があったように、分散して住んでいる状況とあわせて集住している地域があるんだという課題をここへ上げて、そこで初めて特出しのモデル地区というのが出てくるほうが説明としてはわかりやすいというか、丁寧という気がするんです。

もう一つ、あわせて、表紙の裏の賃貸住宅の写真があるけれども、やっぱり何でここへ特出しでこれが来るんですかというのがちょっと不思議やなど。やっぱり多文化共生というのはモデル地区だけですかというイメージになってくるので、やはりそうじゃなくて、今もいろんな委員から質疑があったように、全市的な取り組みというのがやっぱり一番大事になるので、一番頭に来て、そこから出てくる課題としての集住住宅というあたりで力を入れている説明が出てくるというほうがよりわかりやすいかなという気がします。感じとしてね。イメージとして、その辺、どうですか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございます。

まず、確かにこちらの写真につきましては、笹川の外国人市民が集住しておる地域がございます、特にモデル地区として重点的にやっているということもございましたので、この画像のほうを使わせていただいたという理由もございますけれども、やはり全市的なところというのを本来は掲載すべきだったということで、今後参考にさせていただきたい

と思います。それから、やはりモデル地区というのが、予算的なところも含めましても、非常に配分も多いということもございまして、今回の説明としましては、モデル地区のほうを先に挙げさせていただいて、ここを中心とした説明という分け方をさせていただきましたが、全市の中のモデル地区というところにつきましては、今後、説明における参考させていただきたいと思いますので、恐れ入ります。ありがとうございました。

○ 笹岡秀太郎委員

その上で、このモデル地区のさまざまな課題の中で、小林委員が言われたように、施策を充実させていって、より多くのブラジル人の皆さんに来やすくして、もっとふやしていくということなのか。要するに、何でも施策には目的というか、終期があるんやけど、方向性という、そのあたりにもう少しそういうものが見えるとええかなという気がするんだけど、それはどういうふうに誘導していくんですか。

私は個人的には小林委員と全く同じ意見で、やはりどこかで何かの規制をかけて、もうこれ以上ふえないようなことも考えていくのも一つの方法かなと。例えばUR住宅のほうに入居の規制をかけるなりですね。四日市市がこれ以上もっとふやしていてもええというのであれば、もっと予算もふやしていって、どんどんモデル地区に外国人を呼ぼうよというのであればいいのだけれども、どこかで何かそういう方向性が見えてきたほうがより丁寧かなという気がするので、感想だけで、もう意見は特に要りませんので。

○ 加藤清助委員長

他に。

○ 加納康樹委員

それぞれご発言いただいた委員の方々といろんな場面に関連すると思いますが、少しだけお話しさせていただいて、見解があればということなんです。

まず、A3のペーパーで要旨というところでお示しいただいて、今、笹岡委員のほうからも指摘がありましたが、現状を把握されて基本的な考え方を示し、そこからが二つに飛んでいて、モデル地区について及び全市的な取り組みについてということで、それぞれに課題、内容、今後の方向性と、こういうまとめをしてもらったんだなというふうに思います。

ただ、私としても、モデル地区であろうが全市的な取り組みであろうが、課題というのは本当は一つなんだろう、一つというか同じなんだろうなどは思っています。ここ、今、A3の右左を見ながら思うと、モデル地区の(1)の①、これをかみ砕くと、全市的な取り組みの(1)の①と②、そんなような話なんだろうと思います。

ただ、モデル地区のほうだけ②として笹川で育った外国人の子供が将来地域社会の一員として活躍できるような環境づくりが必要であるとしていますが、これはもちろん、私としてはもう既に四日市市で育った外国人のというふうな取り組みも必要な時期に来ているんだろうなというふうに思います。

本編を眺めていると、全般的にモデル地区についてでもどっちでもいいんですが、①のような施策についてのところは、あちらこちら、今までずっとやってきてもらったことが大半で、ちりばめられているんですが、②の観点、子供たちが将来地域社会の一員として活躍できるような環境づくり、そのための施策というのが若干弱いのではないのかなという気がしながら見えています。

そこで、多少質疑の中で出てきた言葉ですが、文化国際課長のほうから少し、多文化共生推進室長のほうからもあったか、14ページの一番下のところの外国人枠設置の要望というところ、当然これも必要でして、子供たちも明らかに第2ステージ、第3ステージに行っていると思うので、四日市市で育った外国人の子供が、できるものなら高等教育まで、少なくとも後期中等教育というのか、高校には行ってもらわないけない。それはもちろんそのとおりだと思います。

まず、ここで確認したいのが、もう1年前になりますけど、この四郷高校の枠の設置の件、具体的に話は進んでいるんですけど。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

現状としまして具体的な話というのは、三重県教育委員会のほうからはまだ回答はございません。ただし、平成25年11月には三重県教育委員会と、それから四郷高校の校長と教頭と市の教育委員会のほうと、笹川の現状の説明であったり、それから、その当時としての県教育委員会のほうの考えといいますか、正式なものではございませんけれども、意見交換も含めて話し合いを持ったというのは1回だけあったというふうに聞いております。

○ 加納康樹委員

こちらの件も、ぜひ市としても県に対しての取り組みはしていただきたいなと思います。

各委員からのやりとりのところで少し言葉が出たんですが、私の把握としては、何だかんだ言っても子供たちの高校進学率は結構高いんだという認識でいましたし、少なくとも教育委員会ではこの進学率は把握していると思うんですが、多文化共生推進室としても把握はされていますよね、高校進学率というのは。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ちょっときょうはデータのほうを持っておりません。申しわけございません。

○ 加藤清助委員長

進学率は把握はされている、多文化共生推進室でも。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

室のほうはデータとしてあると思います。ちょっときょうはまことに申しわけありません。データのほうは持っておりません。申しわけございません。

○ 加納康樹委員

ここで教育委員会との連携というのも必要になってくる項目になってくるんですけど、高校進学率はそこそこあるという認識が私にはあります。

ただ、ここからが問題で、ここまでは教育委員会がかなりかかわるんだろうけれども、ここからがぜひ多文化共生推進室としてもかかわってほしいと思うのが、高校に進学しましたよ、じゃ、その高校を本当に卒業したんですか。高校を卒業したはいいけど、就職したんですかという、ここの追っかけが甘いと思うんです。なので、もう高校へ行ったから、高校へ行った先はもう市は関係ないんですよなんて言ったら元も子もないので、今、外国人の問題についての第2ステージ、第3ステージといっているのは、ここをちゃんとフォローできる体制をとるべきだと思うので、ぜひ。高校進学率はもう当たり前。そこから後、ちゃんとどれだけ卒業しているのか、どれだけきちんと就職できているのかというところを追いかけるし、当然それを支援していくというふうな体制も行政としてしていくことが私はこれから非常に大きな課題になってくるんだと思う。お示しをいただいたモデル地区の(1)の②地域社会の一員として活躍できるような環境づくりというのは、まずそこか

らスタートするんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ご意見ありがとうございます。

高校進学率の資料のほう、きょうは持ち合わせずに大変失礼いたしました。

やはりこの笹川のほうで教わった子供さんがいかに今後社会人として活躍していただけるかというところにつきましても、こちらのほうで把握していきたいというふうに思っておりますので……。

○ 加藤清助委員長

笹川だけじゃないよね。四日市市。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

失礼しました。四日市市全体のそういう状況も調査、確認をしていきたいと思っておりますので、以上でございます。

○ 加納康樹委員

調査、確認だけじゃなくて、難しいんでしょうが、支援というところ、そこまでぜひ頑張っていただきたいと思っております。

以上で発言を終わります。

○ 加藤清助委員長

他にございますか。

○ 伊藤 元委員

端的に行きます。

市の職員さんで、こうやって多い国籍の方々の言葉を使える人ってみえるのかな。多分、通訳さんとかいう形でそのことを委託してかかわってもらっておるだけかなという気がしておるのやけれども、英語をしゃべられる方は何人かみえると思うんやけれども、ただ、ブラジルとかフィリピンとかペルーとか、ちょっと特殊な国、変な意味じゃないですよ。

ほかでいけばほとんど英語が標準語というふうに世界的には言われておるわけやけれども、独自の文化を知る中での考え方からいったときに、その国の言葉を使える人って見えるのかなとちょっと疑問が湧いたんやけど。

それと、そういう職員さんを例えば育てていくという部分はどうなのかなという思いがあるんやけど、ちょっとその辺お答えいただけるとありがたいんやけど。

○ 加藤清助委員長

わかります。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

多文化共生推進室としては把握していないんですが、例えば人事課へ提出するような自分の特徴とか特色とか特技とか、そういうところに使用する言語とか、どの程度できるかというのはそこに記入して人事課のほうに出しますので、そこは人事課としての把握はしていると思います。

その職員の活用というか、育成につきましては、ちょっと多文化共生推進室としての対応というのは難しいかなと個人的には思います。以上です。

○ 伊藤 元委員

ちょっと難しい問題かなと思うんやけれども、それでも、交わっていく中のいろんな切り口、入り口がある中で、やっぱりそういった視点からというのも私はありかなという気がするもので、一遍そんなのも調べながら、皆さんの係の中に入れてもらうとか、仕事に加わってもらうということをすればどうなんやろうという思いがありましたので、ちょっとお話をさせてもらいました。

それと、あともう一つだけ簡単に。

きょうのこの問題とはちょっと離れるのかわからんのやけれども、姉妹・友好都市の関係というのがあって、当然その国とはいろんな連携が図っていけると思うんやけど、具体的な取り組みをもう少し強化するべきかなと。

それと、その姉妹・友好都市になっていない国、大きく言えば、ブラジルさんと四日市市がどうやという、特にないですよね。以前、他国はこの日本の四日市市、何か支援をしてくれておるのかということがあったと思うんやけどさ。例えば我々日本の国は海外へ

出ていっている人たちへの支援として、大使館を通じていろいろと生活に困らんようにとか、支援しておると思うの。でも、全ての国がそれだけのことをしているかというとしていないと思うんですよ。当然するべきこともあろうかと思うんやけど、そういう問題というのは、例えば資料をもらった外国人集住都市会議の中でとか、何かつながりで聞き出してきて、連携をとっていくということの取り組みというのまでは何もやっていないのかな。ちょっとその辺、教えてください。わかる範囲でいいです。

○ 加藤清助委員長

外国人市民と母国との何かという意味。市として。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

外国人集住都市会議のメンバーで寄って、そこでの議題としては、まずそういう検討はないです。

以上です。

○ 伊藤 元委員

ないですね。というのは、例えば外国へ私たちが出ていくとするじゃないですか。そうすると、その国で困ったことがあると、大使館へ行くじゃないですか。その大使館がその地域で、国で、何か日本人が困らんように支援をしておると思うの。あると思う。あるはずなんや、日本の国の場合は。ほかの国が全てしておるかとは私は知りませんが。

そういうことでいけば、やっぱりこれだけブラジル人が日本に入ってきておるということがあれば、当然ブラジル政府も何らかの支援は、母国の国籍を持った人たちが来ておるのやったら、するのが当たり前じゃないのかなというふうに、ちょっと発展し過ぎなのかもわからんけど、私は思うんやわ。そういうのを皆さんはご存じですかと聞いておるんやけど。

○ 加藤清助委員長

領事館とか、そんなぐらいはあるかわからんけど。

○ 横山文化国際課多文化共生推進室長

ちょっとこちらのほうとしては把握はしておりません。

○ 伊藤 元委員

一遍そういうのを調べてもらって、そういうところとの連携という取り組みをやれば、何も四日市市ばかりがお金を出さなくてもええのと違うかなという気がするんやけど。どうなんやろう。

○ 前田市民文化部長

十分な把握がまだできていないというところがあると思うんですけども、例えばブラジル政府が、今、ブラジル人学校なんかの教育の水準を確認して、本国にある学校と同じようなレベルの学校だと認定を与えたりとかしているのは知っておりまして、四日市市のニッケン学園とかが、そういうような認定を受けておるということも聞いております。

ただ、私もまだ十分な知識はないですけども、ブラジルの政策として、積極的に海外へ送り出した派遣、そういう海外へ出した方々を十分フォローするというような体制はとれていないというようには聞いております。それと、受け入れ国のほうで、やはりどういふふうな形でそういった外国人と一緒に暮らしていくかということについては、これは全世界的にも行政でどういふふうにするのか、そのスタイルはいろいろあるようでございますけれども、模索をしながらやっているというのが現状でございます。

ですから、今は、日本に定住化する人たちには日本語や日本文化、日本の習慣を覚えてもらって、日本の社会に溶け込むようにということをやっぴり進めるということでしょうし、あとは、出入国管理の問題、在留資格の問題も絡んでくると思いますので、国の政策の方向性も十分踏まえて、我々の政策も取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

○ 伊藤 元委員

やっぴり母国の、責任はその国に私はあると思うので、やっぴりその辺がわからんといふのであれば、やっぴりその辺は勉強していただいて、利用できるものは利用していくことこの取り組みをお願いしたいと思います。

○ 加藤清助委員長

じゃ、時間も押しておりますので、多文化共生についての所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 加藤清助委員長

あと、市民文化部のほうから。ちょっとペーパーを1枚配ってくれる。

今、お配りさせていただきますのは、平成25年度の四日市市協働委託事業、提案事業の一覧表で、1月30日現在の提案事業等の内容と委託内容、委託金額ということでリストが作成されております。もう時間が押しておるもので、報告は要らんもので、これがどういふものなのかだけ。

○ 前田市民文化部長

これは、10月に協働委託事業として市と市民活動団体等とで協働して運営できるような事業を募集しまして、その提案を受けて、これは試行的にでございますが、協働委託事業として取り組んでいるものでございまして、現在7件の取り組みを始めております。ここに提案いただいた事業名、それから、事業の概要や委託の、提案いただいた内容全てを受けて委託をしたということではなくて、そこで精査をしてすり合わせをして、行政とコラボレーションできる部分を決めて、委託をさせていただいております。このような形が今いい形である、一つの完成した形であるというふうには全く考えておりませんで、まだいろいろ中途の段階であると。

特に問題は、本来、市民文化部で対応しておるもので、今、対応して委託事業を受けておるものでございますけれども、各事業部門でもっと業務委託として整理をしていく必要がございます。

ですので、今後につきましては、一度やはり十分その辺の時間をとった形で、各事業部門が委託ができる形に最終的にはすり合わせをして、こういった委託事業を受けるような仕組みづくりをもう一度考え直す必要があるというふうに思っております。ですので、来年度1年は、もう一度この協働委託事業のあり方について再度見直しをかけたというふうに思っております。場合によっては、この委託事業のスタイルを決めてからまた予算化をしていくような流れもつくっていく必要があるというふうに思っておりますので、そ

の点をご理解賜りたいというふうに思っております。

現状、実際にどんな委託ができるかということで、取り組んでおるものでございまして、伝統文化、あるいは環境関係、それから、環境衛生、それからまちづくりや都市計画絡み関係の事業が中心になっておるところでございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員長

これ、10月に募集して、平成25年度にこの事業が委託事業で始まったよということ。

○ 前田市民文化部長

そうですね。3月で一応終結します。再度どういう形にするかは、モデル事業で一度試行的にやっていたものですので、一旦これはこれで区切りをして、再度どんな形であるかは、またご提案もたくさんしていただいて、ご意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

その場合には、各事業部門と本当にコラボレーションできるような形の業務にしていきたいというふうに思っております。

○ 加藤清助委員長

とりあえずきょうは報告だけにとどめます。じゃ、ありがとうございました。

残り一つだけ、市立四日市病院のほうから協議会ということですけど、別に大層重い協議会の中身ではありませんので、入室していただいて、お配りの会計制度の見直しに伴う説明を受けるということをご予定しましたので、短時間だけ。さっと入れかわってください。

15：51 閉議